

特 約

（共通仕様書）

第1条 工事請負契約約款第1条の規定による建築工事共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書によるものとする。

（県産品の優先的な使用）

第2条 工事に使用する資材等は、県内で産出され、生産され、製造され、又は加工された資材等で、規格、品質、価格等が適当であるものを優先して使用するものとする。

（下請負人）

第3条 受注者は、請負代金額の2分の1以上の額に係る工事を一の下請負人に請け負わせて施工しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。下請負人（再下請負人を含む。以下この項及び第3項において同じ。）が自己の請負代金額の2分の1以上の額に係る工事を一の下請負人に請け負わせて施工しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の3第1項の規定に基づき、下請負人が施工する特定専門工事の施工管理を、自らが配置する主任技術者に一括して行わせようとするときは、同項に規定する下請負人との合意に先立ち、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

3 受注者は、工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、県内に主たる営業所を有する者を優先して選定するものとする。

4 受注者は、下請契約の締結に当たっては、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の建設省建設経済局長通達）を遵守するものとする。

（設計図書の変更に係る受注者の提案）

第4条 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

（暴力団員等の排除）

- 第5条 受注者は、本工事に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは催告することなく契約を解除する旨を定めるとともに、契約の相手方が暴力団員等であることが判明した場合は、速やかに契約を解除しなければならない。
- 2 受注者は、本工事に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方である下請負人等（再下請負人、資材購入先若しくはリース会社等又は再下請負人と契約する資材購入先若しくはリース会社等を含む。以下同じ。）に対しても、暴力団排除条例第18条に規定する内容を義務とする旨の規定を設けなければならない。
- 3 受注者は、下請負人等の契約の相手方が暴力団員等であることが判明したにもかかわらず、下請負人等が相手方との契約を速やかに解除しなかった場合は、当該下請負人等との契約を速やかに解除しなければならない。
- 4 受注者が、第1項及び第3項の規定に反し、契約の相手方と契約を解除しなかったときは、発注者は受注者との契約を解除するものとし、その際の取り扱いは、工事請負契約約款第48条の規定によるものとする。